

広島県告示第九百二十三号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定によって、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、広島県土木建築局道路河川管理課及び広島県西部建設事務所呉支所において、令和五年一月十日までの間、縦覧に供する。

令和四年十二月十九日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 道路の種類

県道

二 路線名

呉環状線

三 道路の区域

区 間	新旧の別		敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備 考
	新	旧			
呉市焼山町字荻折敷二〇六〇五番八五地先から 呉市焼山町字能登呂一〇四五一番一地先まで		五・五〇〃五 四・〇〇〇	一一・〇〇〃 六五・〇〇〇	八〇五・三〇	拡幅